

# 資料編

- 資料 1－1 職員による株取引問題を受けての申し入れ（平成20年1月24日）  
NHK経営委員会
- 資料 1－2 緊急提言（平成20年2月12日） 第2次コンプライアンス委員会
- 資料 1－3 「第三者委員会」の調査への協力について（平成20年2月14日）  
NHK会長
- 資料 1－4 課徴金納付命令の勧告（平成20年2月29日） 証券取引等監視委員会
- 資料 1－5 東京地方裁判所民事第9部あて意見書（平成20年5月1日）  
第三者委員会
- 資料 1－6 東京地方裁判所民事第9部決定（平成20年5月2日）
- 資料 1－7 東京高等裁判所第5民事部決定（平成20年5月16日）
- 
- 資料 2－1 株取引に関する全国緊急調査（平成20年1月22日） NHK広報局
- 資料 2－2 意識調査アンケート用紙
- 資料 2－3 役職員等の株の保有や取引についての「情報提供窓口」の設置について
- 資料 2－4 「株取引調査」自主訂正の受付について
- 資料 2－5 証券取引口座申告書
- 資料 2－6 委任状・取引履歴等開示請求書
- 資料 2－7 株取引調査へのご協力のお願い
- 資料 2－8 株取引に関する二次調査ご回答のお願い（最終）
- 資料 2－9 株取引に関する二次調査ご協力のお願い
- 資料 2－10 委任状・取引時刻等開示請求書
- 資料 2－11 株取引回数上位者
- 資料 2－12 職員の株取引に関するアンケート

平成 20 年 1 月 24 日

N H K 経 営 委 員 会

### 職員による株取引問題を受けての申し入れ

N H K 執行部は、公共放送、報道機関として事態の重大性を厳しく認識し、ここで徹底的な調査を実施し、原因究明を行った上で、現在執行部において実施・検討中の施策に加え、次の事項を含む、真に効果的な対策をスピーディに実施すべきである。

- 1 本件およびそれにかかわる事実の徹底した解明、ならびに実効ある再発防止策の検討等のために、外部有識者を長とする第三者委員会を設置すること。
- 2 ニュース原稿等の情報の扱いに関する責任体制を明確にした上で、その取扱いがインサイダー取引のみならず違法行為につながりかねない場合を具体的に明示し、職員に研修等で徹底すること。
- 3 報道情報システム、受信者情報システムなどの情報セキュリティ対策を新たな視点で見直し、厳正な情報管理責任体制を構築すること。
- 4 社会的影響も含めた事態の重大性にかんがみ、関係者に対し厳正な処分を行うこと。

平成20年2月12日  
NHK第2次コンプライアンス委員会

## 経営委員会からの特別要請事項に対する緊急提言 —NHK職員の株取引不正疑惑に関する事後対応に関して—

本緊急提言は、経営委員会からの特別要請事項として発せられた「今回のNHK職員による株取引に関する不正疑惑を受けての事後対応」に関するコンプライアンス委員会としての考え方をまとめたものである。

言うまでもなく、公共放送NHKの職員が、報道目的のための情報を私益のために悪用したことは放送人としての精神を踏みにじる行為であり、言語道断のことである。こうした報道機関の根幹を揺るがす重大事態を引き起こし、再び、視聴者の皆さまの信頼を損なったことで、NHKはいま、未曾有の危機に直面していると言わざるをえない。

当然、NHK関係者は、今回の事態を深刻に受け止め、深く反省するとともに強い危機感を共有することが強く求められる。経営委員会の諮問機関であるコンプライアンス委員会としても同様の思いであるが、さらに加えて、NHKという組織に対し、強い憤りと不信感、さらには、既になされている改革提言が全く生かされていないことへのもどかしさを禁じえない。前期および第2次コンプライアンス委員会は、これまで、視聴者の皆さまに負担していただく受信料によって成り立つ公共放送NHKにとって、コンプライアンスの徹底はきわめて重要であり、会長以下経営陣が強いリーダーシップを發揮し、真に実効性ある体制を構築するよう、強く求めてきたところである。

また、個々の不祥事を生み出した根底には、NHKの組織構造や組織風土、役職員の意識のありようの問題があることを、再三強調し、抜本的な組織改革、意識改革に取り組む必要性を訴えてきた。

今回の不正疑惑については、事柄の性質およびそれらがもたらす社会的影響において、これまでの不祥事とは比べ物にならないほどの重大さと深刻さが潜伏しており、当委員会のこれまでの指摘や提言が、結果的に、NHKという組織やその役職員の全員の心には響いていなかつたのではないか、あるいは、その特権意識によって等閑視され、真摯には受け止められていなかつたのではないか、ということで、大変残念な思いである。

このうえは、新会長以下経営陣が、「もう後はない」との強い決意と覚悟をもって思い切った改革を断行しないかぎり、失われた視聴者の皆さまの信頼を取り戻すことはできないし、NHKに未来はないということを銘記すべきである。

そのために、現在執行部において実施・検討中の施策で事足れりとするのではなく、本年1月24日の経営委員会からの申し入れはもちろん、当委員会以下の緊急提言もとり入れた、真に効果的な施策に早急に取り組み、コンプライアンス体制および組織の立て直しを早急に図るべきである。

## 1 全国緊急調査の評価および全容解明・原因究明に向けた施策

- (1) 事態発生後、即座に全国緊急調査の実施に踏み切ったことは、統一的な対応方針や体制がない中での拙速の感は否めない。今後の検証や再調査の結果、すでに発表した結果を修正するといった愚は避けねばならない。
- (2) 全国緊急調査の設問等実施方法について、職員の私的財産に踏み込む調査ゆえの限界はあるにしても、結果の信用度を高めるための、以下のような工夫の余地があったと思われる。
  - ① 本人の株取引の有無のみを問うのではなく、同僚ないしは知人による株取引の見聞きの有無を問う設問方式を追加すること。
  - ② NHK外部に窓口等を開設したうえでの、匿名によるアンケートを実施すること。
- (3) NHKによる全国緊急調査は、事態発生を受けてただちに行われた暫定的な調査ということから、今後も精査を継続するとともに、早急に外部有識者を長とし専門家で構成する第三者委員会を設置し、本格的な全容解明・原因究明と実効ある再発防止策の検討にとりかかるべきである。
- (4) 再発防止のためには徹底した全容解明と原因究明が必要である。今回のポイントとしては、以下の点が挙げられる。
  - ① 手口ないしは手段について全容を解明すること
  - ② このような行為に及んだことに対する理由、およびそれに対する本人の意識について究明すること。

このための本人ヒアリングは、上司や職員ではなく、外部の第三者が温情等を排し客観的な立場で行うことが望ましい。
- (5) 原因究明にあたっては、予断を排して臨むべきである。とくに、本人だけが悪いというだけですむのか、3人に共通の日常の仕事ぶり、人事評価や組織的な問題はなかったのかという視点をもって作業に当たるべきである。

## 2 再発防止策の策定にあたって

今般発覚した事態の重大さおよび深刻さからして、社会は、事後対応としてNHKがどのような再発防止策を打ち出すかを注視している。一般的

な予想ないしは期待に十分応えるだけのインパクトや効果をもつ防止策を打ち出さないかぎり信頼回復が遠のくことを、銘記し、特に以下の点に留意した対策を講じるべきである。

#### (1) インサイダー取引に関する内部規定の整備と今回の事態への対応

職員就業規則等にインサイダー取引に関する禁止や違反の場合の厳しい処分並びにその抑止のための関連規則を明確に規定し、所要の手続を経て周知徹底すべきである。また、今回の不正疑惑の関係者に対しては、同様の事犯抑止や綱紀粛正の観点も加え、厳正かつ適正な処分を行うべきである。

#### (2) インサイダー取引防止のための研修等の強化

NHKも上場企業並みに、インサイダー取引について敏感で正確な知識をもち、その防止対策に真剣に取り組む必要がある。インサイダーについての研修の一環としてe-ラーニングを行う際には、一般的な知識に加えて、異常な取引は常に監視されており摘発される可能性が高い、つまりインサイダー取引は、結局は割に合わない違法行為であるという点まで、徹底的に頭に入れさせる必要がある。

#### (3) ニュース原稿等へのアクセスの厳格化

報道情報端末へのアクセス記録の長期保存はもちろん、ニュース原稿の取り扱いに関する責任体制の明確化とあわせて、報道情報端末にアクセスできる職員や契約スタッフ等の範囲の絞り込みが急務である。その範囲の見直しあたっては、ゼロベースから統一的な基準を作成したうえで、個別の必要性を厳格に判断すべきである。その際、1人ではなく複数の目によるチェックが必要である。また、インサイダー情報に接する可能性のある者には、その在職中は一切の株取引を禁止するなどの方策を検討するほか、定期的に（例えば、年1回）株取引の有無やインサイダー取引はしていない旨の確認書の入手を検討すべきである。

#### (4) 厳正な情報管理の徹底

上記（3）を含め、より一般的に厳正な情報セキュリティ対策の構築が急務である。これまで頻発した情報漏えいやリークも含め、全役職員がまず、情報管理の重要性についての意識改革を図る必要がある。そのためには、情

報管理ルールの整備やシステム改善はもちろん、情報関係の研修や啓発活動の位置づけを見直すなど日常的な取り組みを怠るべきでない。

#### (5) 組織改革のための緊急特別プロジェクトチームの編成

会長以下経営陣がリーダーシップをとって、放送現場での正当な規制を忌避する“聖域”意識を払拭するための組織改革を強力に進める必要がある。そのためには、NHKの現状を真に憂える、旧来の組織風土にしばられない若手職員数名（自薦ないしは他薦）による、各部門からの選出者から成る緊急特別プロジェクトチームを会長直属のもとに組織し、期間限定による改革作業を行わせ、その工程を記録にとどめ、後日、公表することを求める。

#### (6) 役職員の意識や行動の健全性についての検証の強化

当委員会としても、今後は、NHKのコンプライアンスの取り組みについて、形を整えるだけで終わらずに、各役職員に確実に浸透しているかどうかを徹底的に検証する必要性を痛感している。そのためには、組織と個人の信頼関係に立脚しつつも、全役職員の意識や行動の健全性を個別具体的にチェックする仕組みを強化すべきである。単に、コンプライアンスの徹底に向けた「工程表」の策定、あるいは各種対話活動や視聴者（信頼回復）活動に取り組んでいる、というだけではコンプライアンスの徹底の傍証にはならないものと心得なくてはならない。

### 3 内部統制システムの問題点と是正方向

今回の事態をきっかけに浮き彫りとなったNHKの内部統制構築上の問題点は次のとおりであり、早急に是正を求める。

(1) 内部統制システム構築の中で、各職場、各業務のリスク洗い出しとそれへの対応は重要な要素をなすが、ただ洗い出して並べるだけでなく、緊急度および重要度に応じてランク付けをし、緊急度および重要度の高いリスクには即座に、機敏に対応するという姿勢が不可欠である。このような観点から全役職員がリスクに対する意識そのものを改めるとともに、その洗い出しの作業を見直す必要がある。

(2) これまでのコンプライアンス施策も包含する形で内部統制システム

の構築を進めているが、NHK本体だけを先行させるのではなく子会社等も含めたNHKグループ全体として、統一的なIT統制を的確に組み込んだものとすべきである。

- (3) 内部統制は、NHKの職場によって除外や例外を設けるのではなく、NHK全体に業務プロセス統制とともに全社統制が効果的に作用するような経営管理の手法として一律的に構築すべきである。

#### 4 その他

- (1) 全国緊急調査を担当した理事が全容解明を待たず辞任したことは、責任放棄ととられてもしかたがない。両理事、さらには、その後辞任した会長等に対しては、一定期間、調査や再発防止策の検討を指揮した者として、その過程での所見等を、第三者委員会が聴取する必要がある。
- (2) インサイダー取引疑惑の隠蔽工作があったとする、一部週刊誌報道に対しては、その報道の真偽に関する誤った憶測を排するため、NHKが正式に証券取引等監視委員会に対し、NHKに通知した日時を問い合わせ、回答をもらうことにより、正確な事実関係を公表するという方法も検討に値する。

平成 20 年 2 月 14 日

職員の皆さんへ

会長 福地 茂雄

「職員の株取引問題に関する第三者委員会」の  
調査への協力について

昨日 2 月 13 日、外部有識者による「職員の株取引問題に関する第三者委員会」を会長の私のもとに設置しました。また、本日午前中に第一回の委員会が開催され、私も出席いたしました。

第三者委員会には、迅速かつ正確な調査を実施することにより、事実の徹底検証と実効ある再発防止策の検討をお願いするとともに、第三者委員会の調査に対して全面的に協力することを約束しました。

今後、役職員の皆さんがあなたの調査に協力し、事実が究明されることで、はじめて視聴者の皆さんの NHK に対する信頼を回復することができます。

つきましては、私から調査への協力について次の二点を指示します。

- 迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること。
- 事実を究明するため、調査に対しては真実を述べること。

職員の皆さんには、公共放送の職員としての責任の重さを認識するとともに、誇りと自信を持って、それぞれの職務を遂行していただくようお願いします。

以上

## 日本放送協会職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

平成 20 年 2 月 29 日  
証券取引等監視委員会

### 1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、日本放送協会職員による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

### 2. 法令違反の事実関係

課徴金納付命令対象者①は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社と株式会社ゼンショーが資本提携を伴う業務上の提携を行うことをそれぞれ決定した事実を、その職務に関し知り、平成 19 年 3 月 8 日、この事実が公表される午後 3 時 15 分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社の株券合計 3,150 株を総額 539 万 7,900 円で、株式会社ゼンショーの株券合計 2,500 株を総額 327 万 6,000 円でそれぞれ買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者②は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成 19 年 3 月 8 日、この事実が公表される午後 3 時 15 分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社の株券合計 3,000 株を総額 515 万円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者③は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成 19 年 3 月 8 日、この事実が公表される午後 3 時 15 分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社の株券合計 1,000 株を総額 171 万 950 円で買い付けたものである。

上記 3 名が行った上記の行為は、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

### 3. 課徴金額の計算

上記の違法行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、課徴金納付命令対象者①については26万円、課徴金納付命令対象者②については17万円、課徴金納付命令対象者③については6万円である。

計算方法の詳細については、別紙(PDF/83KB)のとおり。



PDFファイルをご覧になるためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、ダウンロードしてご利用ください。

[平成20年（2008年）の報道発表の一覧へ](#) | [ページ先頭へ](#) ▲

---

Copyright © 2008 Securities and Exchange Surveillance Commission, All rights reserved.

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

$$(重要事実が公表された翌日の終値) \times (買付株数) \\ - (買付価格) \times (買付株数)$$

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成19年3月9日のカッパ・クリエイト株式会社の株価の終値は、1,774円、株式会社ゼンショ一の株価の終値は、1,340円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

(1) カッパ・クリエイト株式会社株式について

$$(1,774 \text{ 円} \times 3,150 \text{ 株})$$

$$-\text{買付価額 } 5,397,900 \text{ 円 (注)} = 190,200 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、19万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,705 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 1,706 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,707 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 1,711 \text{ 円} \times 150 \text{ 株} \\ 1,715 \text{ 円} \times 150 \text{ 株} \\ 1,717 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,718 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 1,719 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 1,720 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right\}$  の合計額である。

(2) 株式会社ゼンショ一株式について

$$(1,340 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株})$$

$$-\text{買付価額 } 3,276,000 \text{ 円 (注)} = 74,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、7万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,310 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 1,312 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \end{array} \right\}$  の合計額である。

### 課徴金納付命令対象者②

$$(1,774 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ - \text{買付価額 } 5,150,000 \text{ 円 (注)} = 172,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,715 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,716 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,719 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right\}$  の合計額である。

### 課徴金納付命令対象者③

$$(1,774 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ - \text{買付価額 } 1,710,950 \text{ 円 (注)} = 63,050 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、6万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,709 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,710 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,711 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 1,712 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right\}$  の合計額である。

2008年5月1日

東京地方裁判所民事第9部 御中

## 意見書

NHK第三者委員会

委員長 久保利 英明

委員 國廣 正

委員 塚原政秀

### 1. 企業不祥事の際の第三者委員会の責務とその裁量権の重要性

#### (1) 企業不祥事における事実調査とその公表の意義

- ① 多くの企業不祥事の経験を通じて、企業は、その信頼を失墜させる企業内の違法、不正行為などのコンプライアンス違反行為（以下「不祥事」という）がその存続を脅かすものであることを明確に認識するに至った。

企業（NHKは株式会社ではないが企業である）にとっては、まず不祥事を予防することが重要であるが、どのような企業でも不祥事をゼロにすることは不可能である。したがって、重要なことは、いったん不祥事が発生した場合に、いかに真摯にこれに立ち向かい、克服するかということである。

不祥事を起こした企業にとっては、徹底した事実調査と原因究明を行い、その責任の所在を明確にしたうえで、実効性ある再発防止策を実施すること、つまり、自浄作用の発揮が危機的状況から立ち直るために必須である。

しかし、不祥事への対応が組織内部でのみ行われ、それが社会に公表されなければ、組織は事実を矮小化し、その結果、不祥事の原因が明らかにされず、自浄作用を発揮できなくなる。これが不祥事の隠ぺい（社会から隠ぺいと解釈されることも含む）である。そして、隠ぺいが企業の致命傷になることは周知の事実である（ダスキン事件高裁判決参照）。そして、このような

事態を防ぐには、企業から独立した中立公正な第三者委員会による徹底した事実調査とその公表しかない。これにより企業は、社会に対し自浄作用を果たせることを示し、社会からの批判を再生へのプロセスに転じさせることができる。

そこで、わが国においても、不祥事が発生した場合に、第三者委員会の重要性が強く認識されるに至った。第三者委員会は、不祥事を起こした企業から独立した客観的な立場から調査を尽くすことがその責務である。特に、企業が存続の危機に瀕する事案や社会的影響の大きい事案において、企業が社会の信頼を回復し、再生を果たすための有効な手段であると認識され、多くの不祥事の事例で第三者委員会が設置されるようになった。國廣弁護士が委員を務めた日興コーディアルグループや久保利弁護士が外部委員会委員を務めた不二家の第三者委員会による厳密な調査や提言が当該会社の信用の崩壊をかろうじて止めたことはつとに明らかである。

- ② 第三者委員会の意義を考えるにあたっては、会社法、金融商品取引法上の内部統制システムの観点も重要である。

会社法、金融商品取引法において企業の内部統制は法令上の義務となった。内部統制システム整備義務が規定された趣旨は、企業自身が自浄作用を發揮してその健全性を確保することにある。

そのなかでも、不祥事が発生した場合における自浄作用の發揮（原因究明と再発防止）は極めて重要である。会社法、金融商品取引法の内部統制システム整備義務は、これまで企業社会で行われてきた不祥事防止のためのコンプライアンスの徹底や不祥事から立ち直るための危機管理の実務を、法的にも確認し、明記したものともいえる（取締役の善管注意義務の一内容としての「内部統制システム整備義務」は、大和銀行事件判決などにより、判例上、認められていた）。NHKにこれらの法令は直接適用されるものではないが、わが国唯一の公共放送であるNHKには、上場企業よりも一層、内部統制システム整備義務が強力に要請されることは多言を要しない。

- ③ 以上のように、実務と法令という2つの要請から、不祥事を起こした企業が自浄作用を發揮して社会の信頼を回復して再生を果たすために、第三者委員会による調査、再発防止策の提言という方式が多く見られるようになった。

## （2）第三者委員会の裁量の重要性

具体的に内部統制を実現する方法としての第三者委員会方式は、これから実務のなかで作り上げていくものである。これが実務として定着し、日本の企業組織の健全性の確保ができるかどうかは、まさにこれからの課題である。

第三者委員会の設置のみを発表してそのままやむやにする事案もあれば、独立した第三者委員会が、徹底した調査を行い、その結果を公表して社会に対する説明責任を果たすプロセスを通じて危機を脱する事例もある。

第三者委員会による内部統制の機能として最も重要な部分は、第三者委員会の活動が依頼者である企業の意思に左右されない独立性、中立性を備えたものであることに加え、「自浄作用発揮のプロセスがステークホルダーに開示される」という点にある。情報開示は企業の説明責任から派生するものであるが、ステークホルダー（NHKの場合には、全国民がステークホルダーである）に対する詳細な事実の開示なくして自浄作用を果たせないことは多くの不祥事の事例が示す経験則である。

すなわち、「公開性」が第三者委員会の活動を有効ならしめるための中核の概念となる。

そして、調査報告書において、そのような事実をどこまで公開するかは、独立した第三者委員会の判断、広い裁量に委ねられなければ、第三者委員会の自主独立性は確保されず、第三者委員会の内部統制上の機能は十分に発揮できなくなってしまう。

第三者委員会には、事案の重大性、事案解明の必要性、事案に対する社会の関心の高さ、当該企業の置かれた危機的状況の程度、調査対象となった者の立場（主犯者なのか、従犯なのか、監督責任者なのか、組織性があるかなど）等々の諸般の事情を考慮して、公開する事項、内容、範囲を決定できる広い裁量が認められる必要がある。

## （3）事前規制に求められる謙抑性

第三者委員会の裁量権は、第一義的には第三者委員会と企業（本件ではNHK）の関係で認められることであるが、それにとどまらず、事実上、これを阻害するような行為（特に、公権力による事前規制）も抑制的であることが求め

られる。なぜなら、会社法は内部統制の重要性を定めつつも、その具体的方策については企業の自主性、自立性を尊重していると解されるからである。

特に、第三者委員会は、今後の日本企業のコンプライアンス（健全性の確保）のための重要な生成途上の自律的制度であることに鑑みると、万一、その活動に対し予め何らかの制約を課すような司法判断が下されれば、今後のわが国の内部統制、企業の自浄作用発揮の実務に重大な萎縮効果をもたらすおそれがある。

したがって、第三者委員会の情報公開（調査報告書の公表）の具体的方法（実名公表も含む）については、その公表が、本来の目的を離れた濫用的なものであることが明らかであるような例外的な場合に限って法的制約を受けるものであり、しかもそれは原則として事後的な損害賠償に限ると考えるべきである。

本件仮処分申立事件は、企業の自浄作用を発揮するための第三者委員会の調査報告書の公開への事前制約を求める初めてのケースであり、今後、企業が内部統制を実現していく上での重大な先例としての意味をもつ。

したがって、わが国の企業社会の健全性を高め、不祥事を根絶していくためには、第三者委員会の裁量を広く認める先例が是非とも求められているのである。

## 2. 本件インサイダー取引の調査報告書における実名公表の必要性

(1) 本件における調査報告書の公表は、実名小説やタレントの行状に関する実名報道などではない。政治家などの公人の私生活に関することでもない。

本件は、NHKという公共放送のディレクターである債権者が、ディレクターという専門職であるが故に与えられていたNHK独自の報道情報システムへのアクセス権限（営業職員などのNHKの一般職員には与えられていない権限）を悪用して、NHKの放送前の特ダネ情報であるカッパ・クリエイトとゼンシヨーの提携記事を見ることにより重要情報を取得して、就業時間中にインサイダー取引を実行した事案である（債権者は、平成19年3月8日午後3時のNHKニュースのトップ項目である本件提携記事を、午後2時台にNHK水戸放送局内に設置されていた報道情報端末を用いて見ることにより、カッパ・クリエイトの値上がりを予測し、ただちに徒歩数分の自宅に戻り、自宅内のパソコン

ンで午後2時45分頃に発注を行ったものである。債権者は、翌日、ただちに全てのカッパ・クリエイト株を売り抜けて利益をあげた)。

債権者による本件インサイダー取引は、私生活上の経済行為におけるインサイダー取引などでは全くない。まさにNHKのディレクターであるという権限があるからこそ実行できた犯罪行為なのである。そして、債権者により悪用された情報は、NHKだけが入手していた特ダネ情報であり、また、債権者が当該重要情報取得に用いた設備は、NHK水戸放送局内に設置されたNHKが所有する報道情報端末なのである。そして、NHKの情報は受信料を払っている全国民の情報であり、NHKの設備も同じく全国民の設備である。

(2) 債権者のインサイダー取引により、橋本会長をはじめ、畠山理事(監査・コンプライアンス・広報統括担当)、石村理事(報道・国際系担当)などNHK理事が辞任に追い込まれた。

これは、債権者の行ったインサイダー取引が、決して個人的経済活動の際の非違行為などではなく、報道機関としてのNHKの根幹に関わる部分での重大な職務規律違反行為であるという本件の本質的重大性の帰結である。債権者は、まさにその職務上の行為によってNHKを破綻の危機に追い込んだものである。

(3) 債権者はインサイダー取引の実行行為者であるとともに、NHKを危機に陥れた実行行為者である。

インサイダー取引は自由経済の根幹を揺るがす重大な犯罪行為である。債権者は「課徴金であって刑罰ではないから重大性はない」などと主張するが、全くの誤りである。

ところで、第三者委員会の調査報告書では、組織ぐるみの法令違反行為(たとえば、談合などの独占禁止法違反行為や食品偽装行為など)が行われたような場合に、現場の実行行為者について匿名化することがある。それは、事案の本質は「組織ぐるみ」という点にあり、むしろ経営層の明示、黙示の指示により法令違反行為が行われたことこそが問われるべきであり、現場だけに責任を押しつける「トカゲのしっぽ切り」的な報告書では、公平の概念に反し、事案の本質を見誤る可能性があるからである。

しかし、本件インサイダー取引における債権者の立場は、組織ぐるみの法令違反行為における気の毒な現場担当者などでは決してない。まさに、誰の影響も受けず、自分自身で決断して行ったインサイダー取引の実行行為者そのものである。

しかも、その結果がNHKという組織の崩壊を招こうとしているものである。第三者委員会はその崩壊寸前のNHKを国民の信頼を回復し、公共放送として立ち直れるように最後の努力をしている最中である。

そのような使命を負託された調査報告書において、NHKを破綻の縁に追い込んだ実行行為者の実名を記載する必要性は十分認められる。

### 3. 本件委員会による調査報告について

本件委員会は、本件仮処分命令申立事件の債権者を含む職員3名によるインサイダー取引事件（以下「本件インサイダー取引」という）により社会の信頼を失ったNHKがその危機的状況を脱するには、もはや、社内調査とその公表では社会の信頼を回復することはできないと判断した経営委員会とコンプライアンス委員会の緊急提言によって設置された。

本件委員会の目的は、本件インサイダー取引についての全容解明と実効性ある再発防止策の検討・提言を行うことにあるが、隠ぺい批判を回避し、社会の信頼を回復するためには調査結果をそのまま社会に公表することが必須である。そのため、本件委員会の各委員とNHKとの間で調査報告書はそのまま公表されるものと取り決めがなされている。

本件委員会は、2名の弁護士と1名の報道人（共同通信元常務理事）の3名で構成され、調査は、3名の委員と弁護士5名の調査チームにより行われている。調査は、本件インサイダー取引を実行した債権者を含む3名の職員だけでなく、NHKの多数の役職員の事情聴取を行い、関連する客観的資料を収集したうえで、その結果を精査して厳密な事実認定を行うというプロセスを経ている。

このように本件調査報告書は、二重三重にチェックされた事実認定に基づいて作成されるものであり、第三者委員会が責任をもって公表するものである。したがって、その表現がことさらに債権者を誹謗中傷するようなものであった

り、本件インサイダー取引とは関係のない債権者の私的行為を暴露するようなおそれは全くない。

加えて、本調査委員会はNHKから完全に独立し活動を行っている。調査のプロセスにおいても、事実認定の合議を行う際にはNHK職員（調査補助者）を退席させる、調査報告書の内容はNHK会長に提出する時点まで、一切、NHK側に知らせない（会長にも知らせない）という約束が順守されている。したがって、NHKの組織防衛のために、NHK経営幹部を救済するために実行行為者である債権者だけに責任を押しつけるような恣意的調査報告書になるおそれはない（債権者の行ったことを弁護するような内容でないことは言うまでもない）。

以上のような本調査委員会の活動方針から見ても、調査報告書の開示について事前規制を加えることは厳に慎まなければならない。

以 上

平成 20 年(ヨ)第 1606 号 情報公表禁止仮処分命令申立て事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立て費用は債権者の負担とする。

理 由

第 1 申立ての趣旨

債務者らは、「職員の株取引問題に関する第三者委員会」の調査結果を第三者に公表する際、債権者の実名及び個人を特定する情報を摘示してはならない。

第 2 事案の概要

1 本件は、債務者日本放送協会（以下「債務者 NHK」という。）の職員であった債権者が、債務者 NHK 並びに債権者を含む債務者 NHK の元職員 3 名による株式のインサイダー取引問題に関して設置された「職員の株取引問題に関する第三者委員会」（以下「本件委員会」という。）の委員である債務者久保利英明、同國廣正及び同塙原政秀において、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、債権者の実名及び個人を特定する情報（以下、併せて「実名等」という。）を摘示するおそれがあることから、雇用契約上の信義則に基づく差止請求権、名誉権又はプライバシー権を被保全権利として、債権者の実名等の摘示を禁止する仮処分命令の申立てをした事案である。

2 各当事者の主張は、それぞれが提出した主張書面に記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 当裁判所の判断

1 後掲疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 債権者は、債務者 NHK の元職員であり、平成 19 年 3 月当時、債務者 NHK 水戸放送局放送部ディレクターの地位にあった者である（争いがない）。

債務者ＮＨＫは、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として、放送法に基づき設立された特殊法人である（放送法7条、8条）。

債務者久保利英明（弁護士）、同國廣正（弁護士）及び同塙原政秀（元社団法人共同通信社常務理事）は、いずれも、本件委員会の委員である（甲2）。

(2) 回転寿司チェーンを営むカッパ・クリエイト株式会社は、同月8日までに外食産業を営む株式会社ゼンショードと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定していた（甲4。以下「本件情報」という。）。なお、カッパ・クリエイト株式会社及び株式会社ゼンショードは、いずれも東京証券取引所の上場企業である（公知の事実）。

債務者ＮＨＫは、その記者が、その職務上、株式会社ゼンショードの社員から本件情報の伝達を受けたことから、同日午後3時15分ころのニュースで放送することにより、本件情報を公表した（甲4）。本件情報は、上記のニュースの以前には、一般に公表されていなかった（争いがない）。

(3) 債権者は、同日、債務者ＮＨＫの記者やディレクターが職務上接することのできる債務者ＮＨＫの報道情報端末から本件情報を知り、前記のニュース放送により本件情報が一般に公表されるよりも前に、カッパ・クリエイト株式会社の株式3000株を515万円で購入し、同月9日、これを売却して利益を得るといふいわゆるインサイダー取引を行った（甲1、4。以下「本件インサイダー取引」という。）。また、債権者と職場を異にする債務者ＮHKの職員（当時）2名も、それぞれ、同月8日、債権者と同様に、その職務に関して本件情報を知った上、本件情報が一般に公表されるよりも前にカッパ・クリエイト株式会社や株式会社ゼンショードの株式を購入するといふイ

ンサイダー取引を行った（甲3、4）。

- (4) 債権者は、平成20年1月16日、本件インサイダー取引につき、証券取引等監視委員会から事情聴取を受けた（甲1）。
- (5) 債務者NHKは、同月17日、債権者ら3名の職員がインサイダー取引を行った疑いで証券取引等監視委員会の調査を受けていることを記者会見にて公表し、この事件は、同月18日以降、マスメディアにより広く報道されるに至った。なお、債務者NHKは、上記の記者会見の際、債権者ら3名の職員については、その肩書き（債権者の場合は「水戸放送局ディレクター」）と年齢を公表したが、実名までは公表しなかった（以上につき甲1、3、5、7の1ないし4）。
- (6) 債務者NHKは、同年2月13日、事実の解明と再発防止策の検討を目的として本件委員会を設置した。本件委員会の設置期間は、同日から2、3か月程度の予定とされた（以上につき甲1、2、乙7ないし11）。
- (7) 本件委員会は、数回にわたり、債権者から本件インサイダー取引についての事情を聴取した（甲1）。
- (8) 金融庁は、証券取引等監視委員会からの課徴金納付命令勧告を受け、同年3月、債権者に対し、本件インサイダー取引についての審判手続を開始した。これに対し、債権者は、事実関係を認め、課徴金の納付に応じる旨の答弁書を提出し、同月25日、課徴金17万円を納付した（以上につき甲1、4、6）。
- (9) 債務者NHKは、インサイダー取引を行った債権者ら3名の職員を同年3月5日付けで懲戒休職処分とし（甲5），さらに、同年4月3日、同月10日付けで懲戒免職処分とすることを決定した。そして、債務者NHKは、同月3日、記者会見において、債権者ら3名の職員の実名を明らかにした上で、同人らを懲戒免職処分とすることを決定した旨公表し、同月4日の全国紙にその旨の記事が同人らの実名入りで掲載された（甲1、7の1ないし4）。

なお、債務者ＮＨＫは、同月10日、債権者が本件インサイダー取引により金融商品取引法に違反する行為を行ったことを理由として、債権者を懲戒免職処分とした（甲8、9）。

(10) 債権者ら3名の職員がインサイダー取引を行ったことが明らかとなった後、債務者ＮＨＫには、視聴者からの多数の抗議が寄せられ、また、受信料の支払拒否件数の増加、他の記者が行う取材への支障等の影響が生じている（甲7の1ないし4、乙1、4ないし6）。

(11) 債務者ＮＨＫは、本件委員会の調査結果をそのままに公表することを予定している。また、本件委員会は、その調査結果を記載した報告書に、債権者の実名等を掲載することを予定している（以上につき乙18）。

## 2 雇用契約上の信義則に基づく差止請求権について

債権者は、雇用契約上の信義則に基づき、使用者は労働者の退職時に労働者に不利益な事実をみだりに公表してはならないことを要求されており、労働者の解雇事実を第三者に表明する場合には、(1)使用者のなす表明行為が真実に合致したものであることのほか、(2)その表明が、形式的に相当なものであること、(3)使用者が第三者に解雇事実を表明するについて合理的理由の存在することが必要であるというべきところ、本件において、債務者ＮＨＫが本件委員会の調査結果を公表するに当たって債権者の実名等を掲示することは上記の(2)及び(3)の要件を満たさないから、債務者ＮＨＫは債権者の実名等を掲示しない義務を負っており、債権者は債権者の実名等が掲示されることの差止請求権を有する旨主張する。

しかしながら、一般に、労働者が名誉権又はプライバシー権とは別個に雇用契約上の信義則のみに基づいて債権者が主張するような差止請求権を有することは解し得ない。また、その点はさて置き、かつ、使用者が労働者の解雇事実を第三者に表明する場合に、雇用契約上の信義則に基づき、その表明に関する一定の制約が課せられることがあり得るとしても、前記認定のとおり、債権者は、

その職務上知ることのできた本件情報を用いて本件インサイダー取引を行っているのである。本件インサイダー取引は、金融商品取引法に違反する犯罪行為であり、職務に関して犯罪行為を行ってはならないという雇用契約上の労働者の当然の義務に違背するものであることが明らかである。そして、そのような雇用契約上の労働者の当然の義務に違背した債権者が、雇用契約上の信義則に基づき、当該義務違背行為について、使用者であった債務者ＮＨＫに対して債権者が主張するような差止請求権を有し、他方において、債務者ＮＨＫが債権者に対して債権者が主張するような義務を負うということは、社会通念に照らして、およそあり得ないことといわなければならない。

したがって、その余の点につき判断するまでもなく、債権者の上記主張は、これを採用することができない。

### 3 名誉権について

(1) 債権者は、債権者が本件インサイダー取引を行い、懲戒免職処分を受けたとの事実はその社会的評価を低下させるものであり、債務者らがその事実を公表することは債権者に対する名誉毀損行為となるから、債権者は、債務者らに対し、名誉権に基づき、前記事実の公表、少なくとも、債権者の実名等の掲示の差止めを求めることができると主張する。

(2) 確かに、債権者が本件インサイダー取引を行い、懲戒免職処分を受けたとの事実は、債権者の社会的評価を低下させるものということができ、この事実を公表することは、一般的には、名誉毀損行為に当たると認められる。

もっとも、名誉毀損行為の差止めを求めるためには、少なくとも、その名誉毀損行為につき不法行為が成立するに足りる違法性を有することを要するというべきである。そして、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、行為者が専ら公益を図る目的に出た場合で、掲示された事実が真実であるときには、当該行為は違法性を欠くと解されるから（最高裁判所昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照），当該行為により

不利益を受ける者においても、その差止めを求めるることはできないといわなければならない。

(3) これを本件についてみると、以上に認定・説示したところによれば、債務者N H Kは、放送法に基づき、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことを目的として設立された特殊法人であるから、一般に公共性を有する報道機関の中でも特に公共性の強い報道機関であるべきであること、また、債権者は、そのように特に公共性の強い報道機関である債務者N H Kの地方放送局の放送部ディレクターであるから、その職務もまた、公共性を有するべきであること、しかるに、およそインサイダー取引は、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする金融商品取引法（同法1条参照）に違反する犯罪行為である上、本件インサイダー取引は、上記のとおり、特に公共性の強い報道機関である債務者N H Kの職員で、公共性を有する職務に従事していた債権者が、その職務上知ることのできた本件情報を用いてなしたものであること、これらの諸事情を指摘することができる。

そして、上記の諸事情に照らせば、債権者が本件インサイダー取引を行つたということ及びそれにより懲戒免職処分を受けたということは、公共の利益に関する事実に係るものであることが明らかである。

また、上記の諸事情に加え、前記認定のとおり、本件委員会が事実の解明と再発防止策の検討を目的として設置されたものであることに照らせば、債務者らが本件委員会の調査結果を公表するときには、それは専ら公益を図る目的に出た場合であると認めるのが相当である。

さらに、債権者が本件インサイダー取引を行つたということ及びそれによ

り債務者ＮＨＫから懲戒免職処分を受けたことは前記1に認定したとおりであり、これらの事実は債権者も自認しているところであるから、債務者らがこれらの事実を公表するときには、その事実は真実であると認められる。

したがって、債務者らにおいて、債権者が本件インサイダー取引を行い、懲戒免職処分を受けたとの事実を公表することについては不法行為が成立するに足りる違法性を欠いているから、その余の点につき判断するまでもなく、債権者の上記主張は、これを採用することができない。

- (4) なお、債権者は、債務者らが本件委員会の調査結果を公表すること自体に事実の公共性や公益目的が認められるとしても、その際に債権者の実名を掲示することについてまではそれらがないと主張する。

しかしながら、以上に説示したところから明らかなどおり、債務者ＮＨＫの職員がその職務上知ることのできた本件情報を用いて本件インサイダー取引を行い、懲戒免職処分を受けたということは、公共の利害に関する事実に係り、それを債務者らが公表することは専ら公益を図る目的に出た場合であると認めるのが相当であるところ、一般に、公共の利害に関する事実が専ら公益を図る目的で公表されるときには、「いつ」「どこで」「何に対して」「どのようにして」「何が行われた」ということに加えて、「誰が」という事項も、公共の利害に関するというべきである上、ことに本件においては、前記認定のとおり、本件インサイダー取引が明らかになった後、債務者ＮＨＫには、視聴者からの多数の抗議が寄せられ、また、受信料の支払拒否件数の増加、他の記者が行う取材への支障等の影響が生じていることに照らせば、債権者の実名等は、現在における社会の正当な関心事として、公共の利害に関係し、かつ、その掲示は専ら公益を図る目的によるものと推認するのが相当である。

付言するに、前記認定のとおり、債権者が本件インサイダー取引を行い、懲戒免職処分を受けることとなったとの事実については、平成20年4月4

日の全国紙にその旨の記事が債権者の実名入りで掲載されているのであるから、債権者の社会的評価は既に低下しているというべきであり、債務者らが本件委員会の調査結果を公表するに際して改めて債権者の実名等を摘示したからといって、そのことが差止めの根拠となるような名誉毀損行為に当たるとは直ちにはいい難い。

したがって、債権者の上記主張は、これを採用することができない。

#### 4 プライバシー権について

債権者は、債務者らが本件委員会の調査結果を公表するに当たり、債権者の実名等を摘示することについては、その必要性も相当性もなく、債権者のプライバシー権を侵害するものであるから、債権者は、債務者らに対して、プライバシー権に基づき、実名等の摘示の差止めを求めることができると主張する。

しかしながら、以上に説示したとおり、債権者の実名等は、現在における社会の正当な関心事として、公共の利害に關係し、かつ、その摘示は専ら公益を図る目的によるものと推認するのが相当であるから、債務者らが本件委員会の調査結果を公表するに際して債権者の実名等を摘示するときには、少なくとも相当性を有するというべきであり、そのことが債権者のプライバシー権を不当に侵害するとまでは認めることができない。

したがって、その余の点につき判断するまでもなく、債権者の上記主張は、これを採用することができない。

#### 5 結論

よって、本件申立ては、被保全権利の疎明がないからいずれも却下することとし、主文のとおり決定する。

平成20年5月2日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 石 橋 俊 一

裁判官 本 吉 弘 行

裁判官 渡 邊 隆 浩

平成 20 年（ラ）第 765 号 情報公表禁止仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件（原審・東京地方裁判所平成 20 年（ヨ）第 1606 号）

決 定

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり  
主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。.

理 由

第 1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第 2 事案の概要

1 本件は、相手方日本放送協会（以下「相手方NHK」という。）の職員であった抗告人が、相手方NHK並びに抗告人を含む相手方NHKの元職員3名による株式のインサイダー取引問題の事実の解明と再発防止策の検討を目的として設置された「職員の株取引問題に関する第三者委員会」（以下「本件委員会」という。）の委員である相手方久保利英明、同國廣正及び同塚原政秀（以下、上記3名を「相手方久保利ら」という。）に対し、雇用契約上の信義則、名誉権及びプライバシー権に基づく差止請求権を被保全権利として、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、抗告人の実名及び個人を特定する情報（以下、併せて「実名等」という。）を掲示することの禁止を求める仮処分申立て事件である。

原決定は、抗告人が主張する被保全権利は認められないとして、上記申立てを却下したため、これを不服とする抗告人が即時抗告をした。

- 2 抗告の理由の骨子は、以下のとおりである。
  - (1) 雇用契約上の信義則に基づく差止請求権

抗告人の雇用主であった相手方ＮＨＫが、抗告人の解雇の事実及びその理由を公表する行為は、それを公表することにつき、「必要やむを得ない事情」があり、「必要最小限の表現」を用い、かつ、「被解雇者の名誉、信用を可能な限り尊重した公表方法」を用いて、事実をありのままに表した場合に限り、社会的に相当な行為ということができる。これを本件についてみると、①既に、抗告人の懲戒解雇時にその実名を公表している相手方ＮＨＫにおいて、本件委員会の調査報告の公表時に更に抗告人の実名等を公表しなければならない「必要やむを得ない事情」は全くなく、②抗告人の実名等を公表しなくとも公表の目的は達し得るか、実名を明らかにすることは、「必要最小限の表現」とはいえず、③「被解雇者の名誉、信用を可能な限り尊重した公表方法」を用いるならば、実名等を伏せるべきことになるのである。したがって、相手方らが、本件委員会の調査報告を公表するに当たり、抗告人の実名等を公表することは違法であり、雇用契約上の信義則に違反するから、抗告人は、その差止請求権を有する。

### (2) 名誉権に基づく差止請求権

「放送局において職員が職務上知ることができた情報を用いてインサイダー取引をした」という事実に公共性が認められるからといって、「誰が」上記取引をしたのかという個人の特定に公共性が認められるとはいはず、「事実の解明」と「再発防止策の検討」という本件委員会の目的を達成するためには、抗告人の実名を公表する必要はなく、それにもかかわらず抗告人の実名を公表するのは、抗告人に対する制裁、報復を目的とするものといわざるを得ず、公益目的も肯定できない。したがって、相手方らが、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、抗告人の実名等を公表することは、名誉を毀損する不法行為に当たり、抗告人は、その差止請求権を有する。

### (3) プライバシー権に基づく差止請求権

相手方らが、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、抗告人の実名等

を公表することによって、抗告人は、再就職の途を閉ざされ続け、社会的に抹殺されるという不利益を受けるのに対し、相手方らが、これを公表する場合としない場合で、相手方らの利益状況には何ら変わりはない。したがって、本件委員会の調査結果の公表に当たり、抗告人の実名等を公表するというプライバシーの侵害行為を行うについては、正当性が認められず、抗告人は、その差止請求権を有する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件においては被保全権利の疎明がないから、本件申立ては却下すべきものと判断する。その理由は、原決定「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1を引用するほかは、以下のとおりである。
  - 2 上記事実関係によれば、本件委員会は、抗告人を含む相手方ＮＨＫの元職員3名による本件インサイダー取引に係る事実の解明と再発防止策の検討を目的として設置されたものであり、本件委員会の委員である相手方久保利らは、その調査結果を記載した報告書に、抗告人の実名等を記載することを予定していること、相手方ＮＨＫは、本件委員会の調査結果をそのまま公表することを予定していることが認められるところ、本件申立ては、相手方らが上記のとおり予定している本件委員会の調査結果の公表に当たり、調査結果の表現内容、表現方法のいかんを問わず、抗告人の実名等を公表することを包括的に差し止めることを求めるものであって、抗告人に、このような包括的な差止請求権が認められると解する余地はなく、抗告人の主張は、既にこの点において、独自の見解に基づくものであって、失当といわざるを得ない。
  - 3 また、仮に、抗告人が、相手方らにおいて、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、抗告人の実名等を明らかにして、抗告人が本件インサイダー取引を行った事実及びそのために懲戒解雇となった事実を摘示することの差止めを求めるものであると解したとしても、抗告人がかかる差止請求権を有するものとは認め難いことは、以下に説示するとおりである。

(1) 相手方らが、本件委員会の調査結果を公表するに当たり、抗告人の実名等を明らかにして、抗告人が本件インサイダー取引を行った事実及びそのために懲戒解雇となった事実を摘示することを差し止めるためには、少なくとも、相手方らの上記行為（以下「本件事実の摘示」という。）が、抗告人の名誉を毀損し、又はプライバシーの権利を侵害する不法行為を構成することを要するものというべきところ、本件事実の摘示が抗告人に対する不法行為を構成すると認めることができないことは、原決定6頁3、4行目の「債務者N HKは、」から7頁7行目末尾までと、8頁12行目の「債権者の実名等は、」から19行目末尾までに説示されたところと同一であるから、これを引用する。

そして、労働者が、自らの解雇事実等の公表によって、違法に名誉を毀損され、又はプライバシーが侵害されることになる場合でなくても、雇用契約上の信義則のみに基づいて、自らの解雇事実等の公表の差止めを求める権利があると解する余地はないのであって、本件事実の摘示が、抗告人の名誉を毀損し、又はプライバシー権を侵害する不法行為を構成すると認め難い以上、その余の点について判断するまでもなく、雇用契約上の信義則に基づく差止請求権を認める余地もない。

(2) 抗告人は、本件インサイダー取引を行った個人の特定には、公共性が認められないし、また、本件委員会の目的を達成するためには、抗告人の実名を公表する必要はなく、それにもかかわらず抗告人の実名を公表するのは、抗告人に対する制裁、報復を目的とするものといわざるを得ず、公益目的も肯定できないし、プライバシーの権利を侵害する正当性も肯定できないなどと主張する。

しかし、本件インサイダー取引が行われたという事実は、その行為者が誰であるのかを含めた社会的事実が公共の利害にかかるものであるし、抗告人を実名等をもって特定した上で、本件インサイダー取引を行った事実及び

そのために懲戒解雇となった事実の摘示を含む調査結果を公表することが、本件インサイダー取引に係る事実関係の解明と再発防止策を検討するという本件委員会の目的を達成するために不必要であるとか、本件委員会が設置された趣旨に反するものであるなどとは到底解し得ず、抗告人の上記主張は、独自の見解によるものであって、失当というほかはない。

4 以上によれば、原決定は相当であるから、本件抗告を棄却する。

平成20年5月16日

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 小林克巳

裁判官 織引万里子

裁判官 中村慎

(報道資料)

平成 20 年 1 月 22 日  
NHK 広報局

## 株取引に関する全国緊急調査（速報）

## &lt;調査の概要&gt;

全職員、契約スタッフ等を対象に株の保有や売買取引の実態についての緊急調査を実施。

## (1) 調査対象

① 報道情報システムにアクセスできる権限が付与されている職員。

1月 18 日（金）～1月 21 日（月）

② 上記以外の職員、ならびに報道情報システムにアクセスできる権限が付与されている契約スタッフ等

1月 18 日（金）～1月 25 日（金）

## (2) 調査方法

本部の各部局長および全国放送局長等による直接、本人への面接や電話での聞き取り調査

本日は、上記①の報道情報システムにアクセスできる権限が付与されている職員についての結果を報告する。

## (3) 調査結果

調査対象者 [5,470人]

期間中の回答者 [5,443人] (回答率 99.5%)

※休職、出張	[10人]
※その他（休暇、入院、当該者3人）	[17人]

株の保有者 [808人]

この1年の株の売買・取引を行った者 [522人]

勤務時間中に売買・取引をした者 [2人]

職務上知りえた情報をもとに行つた者 [0人]

「カッパ・クリエイト」株の売買・保有 [7人]

「ゼンショー」株の売買・保有 [6人]

(「カッパ」「ゼンショー」を共に取引…1人)

◎19年3月に「カッパ・クリエイト」株を取引した者はいない。全員が株主優待の利用を目的として購入し、「カッパ」株は3人が現在も保有、「ゼンショー」株は、6人全員が保有している。

なお②のグループの（全職員等）の調査結果は25日に公表を予定。

## 株取引に関する全国緊急調査(続報)

「報道情報システム」にアクセスできる権限が付与されていない職員と、アクセスできる権限が付与されている契約スタッフ等(関連団体含む)を対象に、株の保有や売買取引の実態について緊急調査を行った結果(続報)は以下のとおりです。

## &lt;調査方法&gt;

本部の各部局長および全国放送局長等が、全職員、契約スタッフ等を対象に、株の保有や売買取引の実態について面接や電話での聞き取りにより実施しました。

また、各関連団体において、同様の調査を行い、集計しました。

報告は、調査期間内の速報値で、引き続き精査しています。

## &lt;調査期間&gt;

平成20年1月18日(金)～25日(金)

## &lt;調査結果&gt;

## アクセス権限を付与されていない職員

1. 調査対象者 [5,628人]
2. 期間中の回答者 [5,567人] (回答率98.9%)
 

※休職、出張 [51人]	〔〕
※その他(休暇、入院等) [10人]	
3. 回答内容
 

(1) 株を保有している人 [874人]
(2) この1年に株の売買・取引を行った人 [496人]
(3) 勤務時間中に売買・取引をした人 [1人]
(4) 職務上知りえた情報をもとに行つた人 [0人]
(5) 「カッパ・クリエイト」株の売買・保有 [1人]
(6) 「ゼンショー」株の売買・保有 [8人]

## 権限を付与された契約スタッフ等(関連団体含む)

1. 調査対象者 [2,732人]
2. 期間中の回答者 [2,530人] (回答率92.6%)
 

※出張等 [13人]	その他 [189人]
------------	------------
3. 回答内容
 

(1) 株を保有している人 [251人]
(2) この1年に株の売買・取引を行つた人 [162人]
(3) 勤務時間中に売買・取引をした人 [0人]
(4) 職務上知りえた情報をもとに行つた人 [0人]
(5) 「カッパ・クリエイト」株の売買・保有 [1人]
(6) 「ゼンショー」株の売買・保有 [1人]

以上

問い合わせ等 広報部 5455-2458

## <参考>

◎ 報道情報システムにアクセスする権限のない職員について「カッパ・クリエイト」、「ゼンショー」株の売買・取引を対象に追加調査した結果は以下のとおり。

- ・ 平成19年3月に「カッパ・クリエイト」株を取引した人はいない。
- ・ 「カッパ・クリエイト」株を売買・取引したのは1人で、現在も保有している。
- ・ 「ゼンショー」株を売買・取引したのは8人で、そのうち6人が現在も保有している。
- ・ 「カッパ・クリエイト」株、「ゼンショー」株を保有している人は、それぞれ別人である。

◎ 報道情報システムにアクセスする権限を持つ契約スタッフ等(関連団体含む)で「カッパ・クリエイト」株、「ゼンショー」株と共に取引した人は1人である。  
平成19年3月に取引は行なっていないし、現在は、すでに保有していない。

## <全職員の調査結果>

○調査期間 平成20年1月18日（金）～25日（金）

1. 調査対象者 [11,098人]
2. 期間中の回答者 [11,010人] (回答率99.2%)  
※休職、出張 [61人]  
※その他（休暇、入院、当該職員3人）[27人]
3. 回答内容
  - (1) 株を保有している人 [1,682人]
  - (2) この1年に株の売買・取引を行った人 [1,018人]
  - (3) 勤務時間中に売買・取引をした人 [3人]
  - (4) 職務上知りえた情報をもとに行った人 [0人]
  - (5) 「カッパ・クリエイト」株の売買・保有 [8人]
  - (6) 「ゼンショー」株の売買・保有 [14人]

職員の株取引問題に関する  
第三者委員会 行

平成 20 年 2 月 日

部署 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

福地会長は、本年 2 月 14 日、全職員に向けて次のように指示しました。

- 迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること。
- 事実を究明するため、調査に対しては真実を述べること。  
もし過去の調査で述べた内容と食い違うことがあっても、そのことを問題にすることはございませんので、どうか真実を述べてください。

Q 1) あなたは、平成 17 年 2 月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。

- はい       いいえ

Q 2) あなたは、平成 17 年 2 月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか。

- はい       いいえ

Q 3) 【Q 2 で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成 17 年 2 月から現在に至るまでの間、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことありますか。

- はい       いいえ

Q 4) 【Q 2で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、職務に関連して得られた情報（※）を利用して、上場株式の売買をしたことがありますか。

はい       いいえ

Q 5) あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。

はい       いいえ

Q 6) あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか。

はい       いいえ

Q 7) 【Q 6で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、あなたの家族が上場株式の売買を行うにあたって、あなたから家族に対して職務に関連して得られた情報（※）を伝えたことがありますか。

はい       いいえ

（※）職務に関連して得られた情報とは

たとえば、あなたが自分自身の取材により得た情報、NHK内の同僚から耳にした取材情報、NHKの報道情報システムに掲載された情報、NHK内で作成された文書に記載された情報など、あなたが職務に関連して知った情報のすべてを含み、その情報がNHKニュース等により放送・ネット掲載等をされたものであるか否かを問いません。

平成 20 年 2 月 25 日

役職員のみなさんへ

職員の株取引問題に関する第三者委員会  
委員長 久保利 英明

役職員等の株の保有や取引についての「情報提供窓口」の設置について

第三者委員会では、すでに役職員等の株の保有や取引についての調査及びアンケートを行っておりますが、これと並行して、徹底した実態把握のために、役職員等の株の保有や取引に関する役職員の方々からの直接の情報提供を求めております。

具体的には、下記のとおり、役職員等の株の保有や取引についての「情報提供窓口」を国広総合法律事務所及び第三者委員会事務局（NHK内）に設置しました。

あなたが見聞きした役職員による就業時間内の株取引や、職務上知り得た情報を利用した株取引など、今回の事態に関係する情報がありましたら、下記情報提供窓口宛てに、電子メール、信書またはFAXにてご連絡ください（匿名による情報提供も受け付けます）。

なお、情報提供者の属性等は秘密とされ、情報提供したことを理由とした不利益が課されることないとお約束しますので、何卒ご協力をお願いいたします。

①電子メール（国広総合法律事務所）

jouhou-nhk@kunihiro-law.com

②信書

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目9番4号 蚕糸会館2階

国広総合法律事務所

「第三者委員会」委員 弁護士 國 廣 正あて

③FAX（第三者委員会事務局内）

03-3465-1516

【本件についての問合せ先】

第三者委員会事務局

03-5455-4992

平成20年3月7日

役職員の皆さんへ

職員の株取引問題に関する第三者委員会

委員長 久保利英明

「株取引調査」自主訂正の受付について

本年2月25日に第三者委員会から役職員の皆さんへお送りし、同月29日締め切りでご返送いただいた「株取引調査」の内容について、自主訂正を受け付けることいたします。

「あなた（あなたの生計を同じくする家族）は上場株式を保有、売買したことがありますか」という趣旨の質問に「いいえ」と回答した方で保有、売買等を失念していた方、その他、質問事項への回答を間違えたと思われる方は、本年3月14日までに、下記の第三者委員会あてに、メール又は書面で自主訂正を行ってください。メールの場合は、件名に株取引調査訂正とお書きください。所定の用紙を使用する必要はありません。

ちなみに、第三者委員会が設置した「情報提供窓口」には、今日までに、役職員の皆さん の株取引に関する多くの情報が寄せられており、第三者委員会としては、徹底した調査を行う予定です。

第三者委員会事務局 03-5455-4992

住所 〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1 放送センター内「第三者委員会」

アドレス s00701-dai3@nhk.or.jp

(参考) 質問項目は以下のとおりです。はい、いいえで回答を求めています。

- Q 1) あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。
- Q 2) あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことありますか。
- Q 3) 【Q 2で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、勤務時間中（休憩時間も含む）に上場株式の売買をしたことありますか。
- Q 4) 【Q 2で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、職務に関連して得られた情報を利用して、上場株式の売買をしたことありますか。
- Q 5) あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を保有したことがありますか。
- Q 6) あなたの家族（生計を同じくする者に限ります）は、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも上場株式を売買したことがありますか。
- Q 7) 【Q 6で「はい」と回答した方に伺います】あなたは、平成17年2月から現在に至るまでの間、あなたの家族が上場株式の売買を行うにあたって、あなたから家族に 対して職務に関連して得られた情報を伝えたことがありますか。

以上

書類A

## 証券取引口座申告書

職員の株取引問題に関する  
第三者委員会 行

平成20年3月 日

私は、以下の点につき、自らの記憶に従って真実を申告します。

部署 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

(※自ら署名してください)

1. 私が、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも株取引を行い、あるいは株取引をしなくとも株を預けていたのは、次の証券会社がすべてであり、これら以外にはないことを誓約します。

証券会社名	口座名義	口座番号

2. 私の家族（生計を同じくする者に限ります）が、平成17年2月から現在に至るまでの間、一度でも株取引を行い、あるいは株取引をしなくとも株を預けていたのは、次の証券会社がすべてであり、これら以外にはないことを誓約します。

証券会社名	口座名義	口座番号

以上

※もし記入欄が不足したら別紙を添付してください。

## 書類C

平成20年 月 日

御中

## 委任状

私は、下記の保有個人データ開示請求をするにつき、一切の権限を下記の代理人に委任します。今後のお問合せは下記の代理人までお願いします。

口座名義人： \_\_\_\_\_

届出印： 

届出住所： \_\_\_\_\_

口座番号： \_\_\_\_\_

平成20年 月 日

御中

上記口座名義人代理人

弁護士 竹内 朗 印

## 保有個人データ開示請求書 &lt;取引履歴等&gt;

小職は、上記口座名義人の代理人として、貴社に対し、個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、下記の保有個人データの開示を請求します。今後のお問合せは小職までお願いします。

なお、本開示請求に係る背景事情については、別紙「事情説明」をご参照ください。

## 開示を請求する保有個人データ：

- ① 平成17年2月1日時点の預り資産（上場株券に限る）
  - ② 平成20年1月19日時点の預り資産（上場株券に限る）
  - ③ 平成17年2月1日から平成20年1月19日までの顧客勘定元帳  
写し
- ※ 現物取引と信用取引があれば、その双方を対象とします。

代理人の表示： 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-9-4蚕糸会館2階

国広総合法律事務所 弁護士 竹内 朗

(東京弁護士会所属、登録番号24863)

電話 03-5222-5280

FAX 03-5222-5281

返送先： 代理人の住所地宛てご返送ください。

手数料の支払： 貴社所定の方法に従います。

以上

平成20年3月17日

日本証券業協会 御中

## NHK 職員の株取引問題に関する第三者委員会

委員長 久保利英明

株取引調査へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、NHKでは、本年1月中旬に職員3名のインサイダー取引疑惑が問題となり、世間をお騒がせするところとなりました。そこで本年2月13日にはこの3名に限らず、1万名を遙かに超える全役職員等を対象に、徹底調査をなすべく「職員の株取引問題に関する第三者委員会」が設置され当職が委員長に就任いたしました。当委員会としては、調査を2、3ヶ月内には完了することを求められております。

当委員会では、上記職員3名を含め、役職員の株取引に関する全社的な調査をすでに開始しているところです。NHK福地茂雄会長は、本年2月14日、NHKの全役職員に対し、「迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること」という指示を出し、全力で信頼回復へ取り組んでおります。

しかしながら全社的な株取引の調査となると、おそらく貴協会会員のうち数十社を超える証券会社から役職員の取引履歴を大量に取り寄せ、これをコンピュータを駆使して分析処理することになると存じます。当方の事情によりお忙しい各社様のお手を煩わせることは本意ではありませんが、様々な手法を検討したものの、これ以外に適切な方法もないため、証券会社各社には、伏してご協力を願うる次第です。つきましては貴協会におかれましても、何卒次の3点についてご理解いただき、ご協力賜れれば幸甚に存じます。

## 1. 統一書式の使用

保有個人データ開示請求については、本来、各証券会社において所定の請求書式が用意されていることと存じます。しかし、数十社にわたる証券会社から関係顧客ごとに個別に請求書式を取り付けて口座名義人の署名押印を求めるることは実務的には大変困難です。そこで、恐縮ですが、当委員会で定めた保有個人データ開示請求の統一書式【別紙添付】の使用をお認めいただくようお願いいたします。

## 2. 電子データの交付

保有個人データ開示請求については、本来、紙媒体による開示を原則とされる証券会社が多数と存じます。当方の都合ばかり申し上げて、失礼とは存じますが、大量の取引履歴を分析処理するには電子データ化が不可欠であるところ、紙媒体から改めて

電子データ化するには入力等相当の困難を伴い、また過誤の生じるおそれがあります。そこで、紙媒体での開示とあわせて、電子データも交付していただくようお願いいたします。もちろん、当委員会の責任と費用において、紙媒体及び電子データでの個人情報に対する十分な安全管理措置を講じ、また電子データ交付に係る追加の費用も当委員会が負担いたします。

### 3. 手数料の振込み

保有個人データ開示請求については、本来、各証券会社において手数料の支払方法が定められており、証券取引口座から引き落とす方法を定めている証券会社もあるものと存じます。しかし、当委員会では、調査対象の役職員等に対し、証券会社への手数料は当委員会が負担することを明言しております。役職員の証券取引口座から手数料が引き落とされてしまうと、その後の精算処理が極めて煩雑になり、かつ調査対象者の不信を買うこととなりかねません。そこで、本件の開示請求にかかる手数料については、当人の証券取引口座から引き落とすのではなく、請求書を取引履歴にご同封いただき、当委員会から振り込んで支払う扱いとさせていただくようお願い申し上げます。

以上、貴協会におかれましては、上記の趣旨をご理解いただきまして、もし、会員証券会社からの問合せがあった際には、何卒ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 【別紙添付】

- ・ 事情説明
- ・ 委任状 兼 保有個人データ開示請求書 <取引履歴等>
- ・ 委任状 兼 保有個人データ開示請求書 <取引時刻等>

以上

平成20年3月28日

株取引に関する二次調査にご回答を  
いただいている方へ

職員の株取引問題に関する第三者委員会  
委員長 久保利 英明

株取引に関する二次調査ご回答のお願い（最終）

皆様には、株取引に関する調査にご協力いただき、ありがとうございます。

第三者委員会は、2月25日、役職員の皆様に株の保有や取引についての実態調査に関する調査票をお送りしました。その調査票でご本人及び／又はその家族（生計を同じくする者）の上場株式の保有等につき「ある」等の回答をいただいた方を対象に、3月10日、「株取引に関する二次調査の実施について」という文書をお送りして、同封の「証券取引口座申告書」「委任状」に必要事項を記載して3月17日（月）必着でご返送いただくようお願いし、既に大半の方からは返送されているところです。

つきましては、4月4日（金）必着で、第二次調査の「証券取引口座申告書」「委任状」を同封の「返信用封筒」でご返送いただきますよう、再度、お願い申し上げます。

「株取引に関する調査」は、NHKが視聴者の信頼を回復するために、極めて重要、かつ不可欠の調査です。全職員に向けて「迅速かつ正確な調査を進めるために、調査への協力については、最優先とするよう全役職員が配慮すること」という会長指示が出ています。国会の総務委員会でも全役職員の協力が当然であるとの発言がなされています。調査の趣旨をご理解いただき、何卒迅速な対応をお願い申し上げます。

なお、本文書到着と入れ違いですでに「証券取引口座申告書」「委任状」をご返送いただいている場合には、失礼の段お許し下さいますようよろしくお願いいたします。

特段のご事情のある方は、下記のアドレスあて、ご連絡ください。  
(すでに遅延等のご連絡をいただいている方も、お手数ですが、お名前を添えてあらためて具体的にご事情をご連絡ください。)

[s00701-dai3@nhk.or.jp](mailto:s00701-dai3@nhk.or.jp)

2008年4月10日

株取引に関する二次調査に関して  
ご質問を頂戴した皆さまへ

職員の株取引問題に関する第三者委員会  
委員長 久保利英明

株取引に関する二次調査ご協力のお願い

冠省

皆様には、日々の業務がお忙しいところ、当第三者委員会の実施する調査に  
ご協力いただき誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、当第三者委員会では、役職員の皆様の株取引に関する二次  
調査を実施しておりますが、皆様からはこの二次調査に関して多くの質問を頂  
戴しております。当第三者委員会の事務処理量との関係上、皆様のご質問に対  
し個別にご回答申し上げることができないのは大変心苦しい限りではあります  
が、皆様のご質問の趣旨を可能な限り汲み取って別紙のとおりご回答致しま  
したので、何卒ご了承いただければ幸いです。

回答をご覧になって、株取引に関する二次調査の趣旨にご賛同いただける方  
は、未提出書類を早急にご提出くださいますようお願い申し上げます。ご協力  
のほど感謝申し上げます。

最後になりましたが、皆様には、大変お忙しいなか貴重なお時間を割いてい  
ただいたことにつき厚く御礼申し上げます。

草々

## 別紙

まず、株取引に関する二次調査（以下単に「二次調査」といいます）の趣旨・範囲についてですが、二次調査は、NHK 及び関連団体の役職員の皆様の株取引において、今般問題となったカッパ・クリエイト株に関する 3 人の職員による売買のようなインサイダー取引がなかったか、あるいは法令に違反しなくとも報道倫理の観点から、職務上知りえた情報を私的に利用することはなかったか、という点を調査対象としております。

今般のカッパ・クリエイト株のインサイダー取引については、NHK 職員 3 人が何の連絡もなくそれぞれが報道情報システムあるいは館内放送を利用して得た職務上知りえた情報を利用して株を売買していたことが判明しております。これに対し、視聴者や国民は、これまでに NHK で不祥事が相次いだことに加えて、今回のような事態を招いたのは、ただ単に 3 人のインサイダー取引だけが問題なのではなく、NHK の組織や体質、また情報管理のあり方そのものにも問題があったのではないか、と強い疑いの目で見ているものと思われます。したがって、当第三者委員会としても、広く役職員を対象に他にそのようなインサイダー取引、あるいは職務上知りえた情報を個人の利益のために利用する取引がなかったかを調査する必要があります。従いまして、二次調査の対象となっているのは、2007年3月8日のゼンショー及びカッパ・クリエイトに関する株取引のみに限定されているわけではありません。

皆様には、一次調査において正直に平成17年2月以降に上場株式を保有あるいは売買していたことを申告していただいております。二次調査においては、一次調査において株保有・売買を申告していただいたすべての方に、対象となる期間の取引履歴の開示をお願いしております。これは、二次調査の調査内容・結果に客觀性を持たせる必要があるという観点からお願いしているもので、この二次調査の対象となっている方に何らかの具体的な嫌疑がかかっているということではありませんので、ご理解いただければ幸いです。

もちろん、当第三者委員会と致しましても、取引履歴という情報の機密性・重要性については十分に理解しております。当第三者委員会の指揮下にある調査担当弁護士は法令上守秘義務を負っていますし、同様に当第三者委員会の指揮下で情報を取り扱う専門業者からも守秘義務に関する誓約書を取得しています。また、第三者委員会事務局の各メンバーからは個別に守秘についての誓約書も取得しており、万全の配慮をしております。証券会社から取得した情報は、

当第三者委員会の調査目的が終了した後一定期間を経た後に破棄する予定であり、調査を終えた後も情報を保有し続けるということはありません。

今般の3人の職員によるインサイダー取引によって、NHKは公共放送機関として組織の存亡に関わる未曾有の危機に瀕しています。先般の福地会長の記者会見では、今般のインサイダー取引は、公共放送への信頼を失墜させ、受信料収納にまでも影響が出ている旨の発言がありました。こうした失墜した信頼を回復するため、危機に瀕した組織を救うためには、皆様の1人でも多くのご協力が必要なのではないかと考えております。

皆様の中には、本当に怪しい株取引をしている者は、一次調査で株取引をしてないと回答しているはずだ、そのように虚偽の回答をしている者は取引履歴を開示せずに済んで不公平だとおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、取引履歴を開示するか否かは、他人との比較の問題ではなく、個々人が、NHKが未曾有の危機に瀕しているという現状を踏まえたうえで、NHKという組織についてどう考えるかという問題であるとお考えいただければと存じます。それでも不公平感を抱かれるのであれば、役職員の株取引に関する具体的な情報を内部通報窓口にご提供いただければ、当第三者委員会において適切な調査を行います。

以上を踏まえまして、是非とも、皆様におかれましては二次調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上

平成20年4月\_\_日

証券株式会社 御中

## 委任状

私は、下記の保有個人データ開示請求をするための権限を下記の代理人に委任します。  
今後のお問合せは下記の代理人までお願いします。

口座名義人： \_\_\_\_\_

届出印：

届出住所： \_\_\_\_\_



口座番号： \_\_\_\_\_

平成20年4月\_\_日

証券株式会社 御中

上記口座名義人代理人

弁護士 竹内 朗 (印)

## 保有個人データ開示請求書 &lt;取引時刻等&gt;

小職は、上記口座名義人の代理人として、貴社に対し、個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、下記の保有個人データの開示を請求します。今後のお問合せは小職までお願いします。

なお、本開示請求に係る背景事情については、別紙「事情説明」をご参照ください。

## 開示を請求する保有個人データ：

別紙「取引一覧」に示した株取引の約定とこれに対応するすべての注文について、以下の情報を含む注文伝票またはこれに代わる書面

- a) 約定の時刻、現物／信用の別
- b) 注文の時刻、指値／成行の別、注文訂正があればその時刻と内容

代理人の表示： 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館2階

国広総合法律事務所 弁護士 竹内 朗

(東京弁護士会所属、登録番号24863)

電話 03-5222-5280

FAX 03-5222-5281

返送先： 代理人の住所地宛てご返送ください。

手数料の支払： NHK職員の株取引問題に関する第三者委員会宛てご請求ください。ご請求書は代理人の住所地宛てご同封ください。

以上

## 株取引回数上位者

順位	約定数	銘柄数	アクセス権	記者PC貸与	取引頻度	順位	約定数	銘柄数	アクセス権	記者PC貸与	取引頻度
1	5,137	206			1日に7取引以上	51	379	135			
2	2,630	147				52	374	11			2日に1取引以上
3	2,252	612	○		1日に3取引以上	53	364	74	○		
4	2,207	353	○			54	356	30			
5	2,039	214				55	346	83	○		
6	1,881	226				56	338	91			
7	1,837	184	○		1日に2取引以上	57	324	50			
8	1,761	102				58	324	42	○		
9	1,537	100	○			59	322	75			
10	1,176	169	○			60	322	28	○		
11	1,161	265	○			61	317	46			
12	1,089	14				62	313	47	○		
13	963	176				63	306	80			
14	929	2	○		1日に1取引以上	64	303	59			
15	830	81				65	296	77			
16	819	94	○			66	292	42	○		
17	778	45	○			67	292	73	○		
18	744	144	○			68	286	45	○		
19	744	73	○			69	285	96			
20	688	88				70	278	63			3日に1取引以上
21	670	127	○			71	278	45	○		
22	667	192	○			72	277	25	○		
23	636	20	○			73	276	36			
24	635	60	○			74	275	18			
25	595	71	○			75	269	42	○		
26	584	154				76	267	38			
27	565	84	○			77	266	20			
28	525	92				78	264	71	○		
29	514	126				79	262	82	○		
30	499	36				80	258	10			
31	499	61	○			81	251	82			
32	489	176	○			82	250	23	○		
33	484	74	○			83	248	56			
34	483	73	○			84	248	70	○		
35	483	52	○			85	245	43			
36	463	45	○			86	244	55	○		
37	460	88	○			87	244	69			
38	459	21				88	241	21	○		
39	457	91	○			89	239	45	○		
40	452	34	○			90	238	28			
41	430	99				91	231	42	○	○	
42	408	73	○			92	231	53			
43	407	81	○			93	224	26			
44	405	157	○			94	223	76			
45	403	40				95	219	67	○		
46	400	91				96	211	33	○	○	
47	398	178				97	211	69	○		
48	398	54	○			98	210	65	○		
49	387	74				99	209	64			
50	379	129				100	208	38			

## 職員の株取引に関するアンケート

Q 1) 今回の職員の株取引に関する事件に対するあなたの感想として当てはまるものはどれですか（複数回答可）。

- 事件の内容自体、よく分からぬ（又は、興味がない）
- NHKの存亡にかかわる重大な事態だと思う
- NHKの報道機関としての信頼性を揺るがす事件だと思う
- どのような組織でもこのような事件は起こるもので、事件はNHK特有の問題ではないと思う
- 株取引は私的な事項だから、NHKの業務と関連づけて考えるのはおかしいと思う
- 騒ぎ過ぎだと思う（又は、NHK自身が過剰反応していると思う）

Q 2) 今回の職員の株取引に関する事件の原因は何だと思いますか。あなたの考えをお聞かせください（複数回答可）。

- 当該職員に報道に携わる者としての倫理観が欠けていたから
- 上司の管理が不十分であったから
- インサイダー取引に関する研修が不十分だったから
- 報道に携わる職員の株取引を制限すべきであるのに、していなかつたから
- NHK全体の企業風土に問題があるから
- その他（具体的に： ）

Q 3) あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- 大勢いると思う
- 少少はいると思う
- ほとんどいないと思う
- いないと思う

Q 4) あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、勤務時間中（休憩時間も含む）に株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- 大勢いると思う
- 少少はいると思う
- ほとんどいないと思う
- いないと思う

Q 5) あなたの周囲のNHKの役職員などあるいはNHK関連団体の役員・社員・職員などで、報道情報システムに掲載の情報など職務に関連して得られた情報をきっかけに株式の取引を行っている人はいると思いますか。

- 大勢いると思う
- 少少はいると思う
- ほとんどいないと思う
- いないと思う

今回の問題についての感想、第三者委員会の調査に対する要望など、自由にお書きください。

(自由記載欄)